



私立高校を対象とした授業料補助は 2 種類あり、要件を満たせばいずれも受給することができます。

▶ 就学支援金 + 授業料減免の受給パターン (6 パターン)

	就学支援金 (助成①)	授業料減免 (助成②)	合計 (① + ②)	授業料 負担額
① 就学支援金 (国による授業料補助)				
② 授業料減免 (県による授業料補助)				
[A]	9,900 円	対象外	9,900 円	27,000 円
[B]	9,900 円	6,600 円	16,500 円	20,400 円
[C]	9,900 円	23,100 円	33,000 円	3,900 円
[D]	33,000 円	対象外	33,000 円	3,900 円
[E]	33,000 円	上限 4,800 円	36,900 円	0 円
[F]	33,000 円	上限 9,750 円	36,900 円	0 円

①・②がどの区分に該当するかを見極めることで実質的な授業料自己負担額が算出できます。

就学支援金および授業料減免
受給区分判定方法

課税証明書および特別徴収税決定通知書
の見方は裏面でご確認ください。

◎ 最新年度の保護者収入状況が分かるもの (下記のいずれか) をご用意ください <両親分>

◆ 課税標準額および調整控除額は以下の書類で確認できます。 ※源泉徴収票では確認できません。

- 課税証明書 (市町村役場、出張所で発行)
- 住民税納税通知書 (自営業の場合に市町村から送付)
- 市民税・県民税等の「特別徴収税額の決定・変更通知書」 (毎年 6 月頃に勤務先を通じて配布)

調整控除額は表記されていないため別途確認が必要

◎ 下記計算式にあてはめて判定基準額を算出します (100円未満端数切捨て)

判定基準額	課税標準額	× 6%	－	調整控除額	合計
保護者①	円	× 6%	－	円	円
保護者②	円	× 6%	－	円	円
※政令指定都市に納税している場合は調整控除額に3/4を乗じた額					円

本校 HP (助成制度ページ) に
『就学支援金区分判定システム』
をご用意しています。
(受給見込額および授業料額が
自動算出されます)

判定基準額

◎ 判定基準額をもとに「就学支援金」「授業料減免」の対象区分を確認します

【就学支援金】

【授業料減免】

年収目安	判定基準額	就学支援金支給額	
		区分	支給金額
910万円 未満程度	304,200円 未満	加算 なし	月額 9,900円 (年額118,800円)
590万円 未満程度	154,500円 未満	加算 あり	月額33,000円 (年額396,000円)

年収目安	判定基準額	授業料減免支給額	
		区分	支給金額
700～800万円 未満程度	251,100円 未満		月額 6,600円 (年額79,200円)
590～700万円 未満程度	203,100円 未満		月額 23,100円 (年額277,200円)
350～590万円 未満程度	154,500円 未満		—
270～350万円 未満程度	48,300円 未満		月額上限4,800円 (年額57,600円)
270万円 未満程度	100円 未満		月額上限9,750円 (年額117,000円)

* 就学支援金区分により、別途授業料減免 (月額 4,800 円～
23,100 円) が支給されます。

* 通常授業料 (36,900 円) から就学支援金を差し引いた金額に
対して授業料減免が支給されます。

その他資格を保有している場合
(特待生・兄弟姉妹減免・卒業生弟妹減免)

特待生・兄弟姉妹減免・卒業生弟妹減免資格を保有している場合、
授業料から就学支援金および授業料減免を差し引いた金額に対して
保有資格に応じて減免されます。

課税証明書および特別徴収税決定通知書の見方

<課税証明書の場合>

自治体により書式(記載項目含む)が異なりますのでご注意ください

市民税・県民税 課税証明書

住所	〇〇〇〇〇								
氏名	〇〇 〇〇								
相当年度	令和●年度(令和●年分)								
所得の内訳	給与所得	(収入金額)	●●●●●	所得控除の内訳	課税標準額 (課税標準総所得金額)		課税総所得金額		●●●●●
		所得金額	●●●●●		上記以外の課税所得金額		●●●●●		
	年金所得	(収入金額)			市民税	所得割額	●●●●●		
		所得金額				均等割額	●●●●●		
			県民税		所得割額	●●●●●			
					均等割額	●●●●●			
	合計所得金額				年税額		●●●●●		
					税源移譲関連 (市民税)	税額控除前所得割額	●●●●●		
						調整控除額	●●●●●		
						所得割調整額			
			配当割・株譲割額控除額						
				住宅控除額(移譲前)					
				寄付金控除額(移譲前)					
				所得割額(移譲前)					
合計所得金額			所得控除額合計						

扶養人数 ●人 控除対象配偶者 ● 特定扶養 ●人 老人 ●人 16歳未満 ●人

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和●年●月●日

浜松市長

●● ●●

<特別徴収税額の決定・変更通知書の場合>

自治体により書式(記載項目含む)が異なりますのでご注意ください

令和●年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)									
所得	給与収入	課税標準額 (課税標準総所得金額)	総所得①		●●●●●	課税標準	山林所得		●●●●●
	給与所得		所得区分	所得金額①	●●●●●		分離短期譲渡		
所得	その他の所得計		所得区分	所得金額①	●●●●●	課税標準	分離長期譲渡		
所得控除	雑損		障害・寡・勤			所得控除	株式等の譲渡		
	医療費		配偶者	●●●●●	課税標準		上場株式等の配当		
	社会保険料	●●●●●	配偶者特別				先物取引		
	小規模企業共済		扶養				山林所得		
	生命保険料		基礎				分離短期譲渡		
地震保険料		所得控除合計②	●●●●●	分離長期譲渡					
(摘要)									

受給権者番号	指定番号
〇〇〇〇〇	
氏名	宛名番号
〇〇 〇〇	
住所	
〇〇〇〇〇	

市民税	税額控除前所得割額④	●●●●●
市民税	税額控除額⑤	●●●●●
市民税	所得割額⑥	●●●●●
市民税	均等割額⑦	●●●●●
県民税	税額控除前所得割額④	●●●●●
県民税	税額控除額⑤	●●●●●
県民税	所得割額⑥	●●●●●
県民税	均等割額⑦	●●●●●
特別徴収税額⑧	●●●●●	
控除不足額⑨	●●●●●	
既充当額⑩	●●●●●	
既納付額⑪	●●●●●	
差引納付額(⑧-⑩-⑪)	●●●●●	
変更前税額⑫	●●●●●	
増減額(⑫-⑩)	●●●●●	
変更月		

令和●年●月●日

浜松市長 ●● ●●

納付額

6月分	9月分	12月分	3月分
7月分	10月分	1月分	4月分
8月分	11月分	2月分	5月分

問合せ先: 給与特別徴収に関すること △△△-△△△△ 課税内容に関すること △△△-△△△△

課税標準	総所得①	●●●●●
	山林所得	
	分離短期譲渡	
	分離長期譲渡	
	株式等の譲渡	
	上場株式等の配当	
	先物取引	

課税標準額(自治体によっては課税標準総所得額と表記)は左記の箇所で確認できます。ただし、調整控除額は表記されていないため、別途課税証明書で確認する必要があります。

その他、ご不明な点がございましたら総務部までお問い合わせください。

[TEL] 053-436-5313

[mail] hs-entrance@seirei.ac.jp

